

自然災害発生時、警報発表・避難情報発表時等に伴う園の対処

袋井市教育委員会・袋井市立笠原こども園〔Tel23-4121〕

令和8年5月28日より実施

1 台風、暴風、急速に発達する低気圧等の災害

令和8年5月29日(金)から新たな防災気象情報の運用が開始されます（システム切り替えのため、一部情報は5月28日(木)から）。気象庁等から出る河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報 他）、袋井市が出す避難情報（警戒レベル）等を踏まえ、下記のとおりに対処を行います。
 （＊状況によっては子どもの安全を第一に考え、下記とは異なる対処を行う場合があります。）

（1）気象庁などから出る防災気象情報（警戒レベル相当情報 他）により判断する場合

	登園前・登園中	在園時	降園手段
警戒レベル5 大雨特別警報 氾濫特別警報 土砂災害特別警報 高潮特別警報	午前6時30分【発表中】 登園しない （安全確保・避難）	園待機	【解除】 安全を確認した後、保護者に引渡し
警戒レベル4 大雨危険警報 氾濫危険警報 土砂災害危険警報 高潮危険警報	午前10時【発表中】 休園	※警報発令の前に降園させることが望ましい	降園時刻以降も【発令中】 原則 保護者に引き渡し
暴風警報 （警戒レベルに関係なく）	午前10時までに【解除】 登園	い	状況により園待機

（2）袋井市が出す避難情報等（警戒レベル）により判断する場合

（袋井市から発表された避難情報に該当する地区が園区内にある園が対応する。）

	登園前・登園中	在園時	降園手段
警戒レベル5 緊急安全確保	午前6時30分【発表中】 登園しない （安全確保・避難）	園待機	【解除】 安全を確認した後、保護者に引渡し
警戒レベル4 避難指示	午前10時【発表中】 休園	※警報発令の前に降園させることが望ましい	降園時刻以降も【発令中】 原則 保護者に引き渡し
警戒レベル3 高齢者等避難	午前10時までに【解除】 登園	い	状況により園待機

【補足】

ア 登園前・登園中の対処について

- 避難情報が解除されていなくても危険が回避できることが確認できれば、登園とします。その場合は園からルクミー等で連絡します。
- 自宅周辺が風水害の影響により、子どもが安全に登園することができないときは、速やかに園に連絡してください。

イ 降園手段について

- 自宅周辺が風水害の影響により、子どもが安全に降園することができない場合や保護者への引渡しに行くことが困難な場合は、速やかに園に連絡をしてください。
- 園区内に土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域がある場合には、解除されても、保護者への引渡しをお願いすることもあります。

ウ 給食について

- 給食の実施または中止の判断は、原則として2営業日前の午前中までに決定し、午後5時までに教育委員会から保護者へ連絡します。土日祝日は営業日としてカウントしません。
 例：水曜日の給食実施または中止は、月曜日の午後5時までに連絡
 月曜日の給食実施または中止は、前週の木曜日の午後5時までに連絡
- 給食が中止になり、自宅待機後に登校する場合は、弁当持参となります。

エ 放課後児童クラブについて

次の場合には、状況に応じて速やかな迎えを依頼し、安全を確認した後保護者への引渡しを行います。

- ・小学校に登校後に台風等の接近に伴い、授業カットなど短縮日課となった場合
 - ・クラブへ登所後に防災気象情報（警戒レベル相当情報）によるレベル5又は4又は暴風警報が発表された場合
 - ・クラブへ登所後に袋井市が出す避難情報（警戒レベル）等による緊急安全確保（警戒レベル5）、避難指示（警戒レベル4）、高齢者等避難（警戒レベル3）が発表された場合
- ※なお、長期休業中の場合は、1（1）（2）【補足を除く】と同様の対応となります。

【参考】 資料（内閣府 防災ホームページより）

市区町村長は、**河川や雨等の情報（警戒レベル相当情報）**のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に**避難情報等（警戒レベル）**の発令をすることから、**警戒レベル**と**警戒レベル相当情報**が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

避難情報等
(警戒レベル)

警戒
レベル

状況

住民がとるべき行動

避難情報等

5

災害発生
又は切迫

命の危険
直ちに安全確保！

緊急安全確保

~~~~~

<警戒レベル4までに必ず避難！>

~~~~~

4

災害の
おそれ高い

危険な場所から
全員避難

避難指示

3

災害の
おそれあり

危険な場所から
高齢者等は避難

高齢者等避難

2

気象状況悪化

自らの避難行動を確認

レベル2
大雨・土砂災害・氾濫
高潮注意報

1

今後気象状況
悪化のおそれ

災害への心構えを高める

早期注意情報

河川や雨等の情報
(警戒レベル相当情報)

防災気象情報(警戒レベル相当情報)

河川氾濫

大雨

土砂災害

高潮

5
相当

レベル5
氾濫特別警報

レベル5
大雨特別警報

レベル5
土砂災害特別警報

レベル5
高潮特別警報

4
相当

レベル4
氾濫危険警報

レベル4
大雨危険警報

レベル4
土砂災害危険警報

レベル4
高潮危険警報

3
相当

レベル3
氾濫警報

レベル3
大雨警報

レベル3
土砂災害警報

レベル3
高潮警報

2

レベル2
氾濫注意報

レベル2
大雨注意報

レベル2
土砂災害注意報

レベル2
高潮注意報

1

早期注意情報

2 竜巻や事故等の影響による停電または断水発生に伴う対処

停電により信号機の消灯など登園時の安全が確保できない、トイレ等の生活用水が確保できない、十分な照度が確保できないなど授業実施に支障がある等を踏まえ、各園の実情で判断する場合があります

	登園前	登園中・在園時	降園手段
園で 停電または断水 が発生した場合	午前6時30分 【停電または断水】 原則 休園	原則 活動中止	安全を確認した後、保護者に引渡し

【補足】

（1）登園前の対処について

- ・停電または断水時においても、園生活における環境条件が整い、かつ子どもの登降園時の安全を確保することができる場合は、開園（始業時刻を遅らせる又は通常どおり）とする場合があります。その場合は、園からルクミー等で家庭に連絡します。

3 地震による災害

（1）地震発生時

*被害状況によっては、子どもの安全を第一に考え、下記とは異なる対処を行う場合があります。

	登園前・登園中	在園時	降園手段
市内で 震度5弱以上を観測	前日午後7時～ 午前6時30分 【地震発生】 原則 休園	原則 活動中止	原則 園待機 安全を確認した後、保護者に引渡し
市内で 震度4以下を観測	原則 登園	原則 活動継続	原則 安全を確認した後、通常通りの降園

【補足】

ア 登園前の対応について

- ・前日の降園後から午後7時の間に地震が発生した場合は、必要に応じてルクミー等を通して保護者に連絡します。
- ・自宅周辺が地震の影響により、子どもが安全に登園することができないときは、速やかに園に連絡してください。

イ 降園手段について

- ・自宅周辺が地震の影響により、子どもが安全に降園することができない場合や保護者への引渡しに行くことが困難な場合は、速やかに園に連絡してください。

ウ 放課後児童クラブの対応について

- ・震度5弱以上の地震が発生した時は、開所しません。

(2) 津波警報等発表

***被害状況によっては、子どもの安全を第一に考え、下記とは異なる対応を行う場合があります。**

	登園前・登園中	在園時	降園手段
津波警報 大津波警報 (特別警報)	午前6時30分【発表中】 休園	活動中止 園待機	原則 園待機 警報が解除され、安全が確認されるまで園待機 安全を確認した後、保護者に引渡し
津波注意報	午前6時30分【発表中】 原則 開園	原則 活動継続	原則 通常通りの降園

【補足】

ア 登園前の対応について

- ・津波注意報発表時、子どもが安全に登園することができないときは、速やかに園に連絡してください。

イ 降園手段について

- ・津波注意報発表時、子どもが安全に降園することができない場合や保護者への引渡しに行くことが困難な場合は、速やかに園に連絡してください。

ウ 放課後児童クラブの対応について

- ・登校前に大津波警報または津波警報が発表された時は、開所しません。学校へ登校となった場合は開所します。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報発表時

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。

南海トラフ地震臨時情報		対応
【地震発生後】 (5分～30分後)	調査中	原則 通常保育
【2時間程度～】	巨大地震警戒 (プレート境界のM8.0以上の地震)	原則 通常保育
	巨大地震注意 (M7.0以上の地震 または ゆっくりすべり)	原則 通常保育
	調査終了	原則 通常保育

【補足】

ア 巨大地震警戒が発表された場合、

- ・事前避難対象園 (地震発生30分以内に30cm以上の浸水がおこる地域の園) は一週間程度の休園となります。事前避難対象校は市の単位で指定しますが、袋井市には事前避難地域対象園はありません。

イ 放課後児童クラブの対応について

- ・巨大地震警戒、巨大地震注意報が発表されている場合も、開所します。
- ・学校が休校または、教育活動を中止した場合は、開所しません。

4 原子力災害 (浜岡地域原子力災害広域避難計画によるUPZ内にある学校の場合)

UPZとは緊急時防護措置を準備する区域 (原子力発電所から概ね31km圏内) のことです。

袋井市の全域がUPZ内に指定されています。

	対応
避難指示 または 一時移転 ・放射性物質の漏洩した時など	・保護者へ引渡しは中断 ・教職員は在園児児童生徒と市町が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難（搬送体制が整うまでは、屋内退避） ・教職員が園児児童生徒を引率して避難した際は、避難先で保護者への引渡し（袋井市の避難先・・・①三重県、②福井県）
全面緊急事態 ・原子炉を冷却する全ての機能を喪失した時など	・速やかに園児児童生徒を屋内退避させ、園舎等の屋内で保護者への引渡しを継続
警戒事態 ・御前崎市で震度 6 弱以上の地震が観測された時など または 施設敷地緊急事態 ・発電所の全交流電源が喪失した状態が継続した時など	・教育活動を中止し、速やかに園児の保護者への引渡しを開始 ・保護者への引渡しが出来ない園児は園等に留め置く 登園中 自宅に近い場合は帰宅、園に近い場合は登園 在園中 屋内退避と保護者引き渡し 郊外活動（UPZ 内の場合） 帰園（PAZ※含む） 郊外活動（UPZ 外の場合） 園からの指示を待つ

※PAZ（予防的防護措置を準備する区域）——御前崎市の全域、牧之原市の一部

5 弾道ミサイル等発射に係る全国瞬時警報システム（Jアラート）等による情報伝達

（１）Jアラートが静岡県内に出された場合

	登園前	登園中・降園中	在園中
避難の呼びかけ ・発射情報 ・落下予測情報 ・破壊措置情報 ・落下推定情報	登園しない （安全確保） （避難）	避難行動 ・近くのできるだけ頑丈（コンクリート造り）な建物や地下等などに避難 ・鉄道やバスに乗車している場合には、事業者の指示に従う ・自家用車や児童送迎バスに乗車している場合は、車両を降り近くの建物に避難するか、乗車したまま比較的 안전한場所（トンネル等）に移動し、退避姿勢をとる	活動中止 ・安全確認ができるまで園内で避難態勢を続ける ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する ・窓ガラスの散乱によってケガをしないよう、カーテンを閉める
避難解除 避難一部解除	登園	登園または降園	活動再開 ・通常通り降園

【参考】

内閣官房 国民保護ポータルサイト「弾道ミサイル飛来時取るべき行動について」

- ・屋外にいる場合——近くの建物の中か、地下に避難する
- ・建物が無い場合——物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
- ・屋内にいる場合——窓から離れるか、窓のない部屋に移動する

<https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html>



（２）万が一、近くにミサイルが着弾した場合

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努める。また、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・被害の内容が明らかになったら、新たな指示に従って行動する。

「臨時休業」の実施や保育再開の指示、袋井市危機管理課からの情報等については、ルクミー等を通して保護者に連絡します。